

Title	大和市の市民活動推進条例および協働事業
Author(s)	平, 修久
Citation	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol14-4, 2005.2 : 16-18
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4613
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

大和市の市民活動推進条例及び協働事業

平 修久

11月18日(木)、2004年度第4回埼玉都市経営研究会において、大和市民活動課副主幹の小山祐子氏と、大和市協働推進会委員の河崎民子氏を講師にお招きし、大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例及び協働事業について、行政職員と市民の立場から、それぞれ講演していただいた。講演の概要は次のとおりである。

1. 大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例

大和市では、テーマ別の基本計画の推進のため、それぞれの分野において市民参加を盛り込んだ条例を制定した。1997年12月には環境を守り育てる条例を、1998年3月にはみんなの街づくり条例をそれぞれ制定した。次に、分野を横断する形で、新しい公共を創造する市民活動推進条例(以後、市民活動推進条例)を2002年6月に制定した。そして、2004年9月に自治基本条例を制定した。

市民活動推進条例を制定した目的は、市民、市民団体、事業者、行政が、みんなで協働して知恵や力を出し合いながらまちづくりを進め、新しい公共を創造することである。

策定に際しては、1999年4月から2001年1月にかけて庁内で準備を行い、同月から1年間、市民が条例の素案を作成した。この間、ワークショップの開催、ネットワークの活用、職員連携体制による検討などを同時並行で行い、協働ルール検討会議が意見を集約した。このように、素案づくりは、市民中心で行政はサポートに回った。続いて、2002年2～5月に、市民の素案を基本にして、行政中心で市民の参加を得ながら条例案を作成した。最終的に、市長提案の形態をとって、市議会で審議、制定した。

条例の特徴は、新しい公共を創造する仕組みとして、市民事業、協働事業、提案制度を盛り込んだこと、協働推進会議を中心にして運用することなどである。

条例は前文と15条から成り立っている。前文は、新しい公共を理解してもらうため、条例としては珍しく、平易な文体の長文になっている。新しい公共は、市民、市民団体、事業者及び行政が協働して創出し、共に担う公共と定義した。

キーワードは、多様性と社会資源である。すなわち、地域社会の現場から公共の課題を発見し、共有し、解決していこうという考え方に立っている。社会資源とは、情報、人材、場所、資金、知恵、技等の市民活動を推進するために必要な資源のことをいう。社会資源は、社会に開き、みんなのために使うことと、新しい公共を創造する活動のエネルギーと捉えることが条例のポイントである。

また、第6条3「市は、市の施策や計画等の策定に当たり、早い段階からの市民参加を促進する」は、本来は自治基本条例に入れるべき内容であるが、市民活動推進条例制定時に自治基本条例がなかったため、盛り込まれた。これにより、早い段階から施策や計画の立案などに市民がかかわれるようになっていく。

2. 大和市協働推進会議

市民活動推進条例の運用の中心組織として、大和市協働推進会議が2003年4月に発足した。行政と対等の立場を確保するため、行政の附属機関としてではなく、独立組織として設立された。委員は18名で、内訳は、学識経験者2名、団体・事業者関係者3名、公募市民11名、市職員2名であり、一般市民が多数を占めていることが特徴である。

協働推進会議の運営や機能を明らかにするために、会議の代表と市長の間で、15項目からなる基本協定を2003年5月に締結した。基本協定は成長するシステムという性格を有している。条例に定められた考え方に沿って、具体的な事例を積み重ねながら、柔軟で緩やかな制度づくりを進めていき、そして、みんなが一緒に歩む中で、共に育ちながら制度の中身を濃くしていくという方針をとつ

ている。当初、議論が散漫になりがちであったが、委員が互いに学びあい、議論の質が高まっている。

3. 協働事業の概要

協働事業は2003年度から開始された。ねらいは、市民団体等の提案に基づいて新たな事業展開の可能性を探ること、そして、市の既存事業の見直しを図ることである。特徴としては、プロセスを公開することにより、様々な社会資源を集めることを可能にしている。ただし、それには一定の時間と手続きが必要である。また、協働事業を推進するためには、信頼関係の構築が重要である。市民からの提案すべてを市が受け入れることは困難であり、受け入れない場合は説明責任を果たすことにより対話を推進し、市民と行政の信頼関係を育むよう努力している。

協働事業は、第一、第二、第三段階に分けられる。第一段階では提案を公開の場でブラッシュアップし、第二段階では具体的に市民と行政の役割分担を明確化し、第三段階で実施、評価を行い、必要に応じて制度の見直しを行う。

2003年5月に提案募集を行うことにより、第一段階をスタートさせた。6月には90名の参加者を得て、公開プレゼンテーションを実施した。応募提案26件のうち、一部は市に対する要望事項であった。応募案件の一覧表を応募者に配布したところ取り下げがあり、17件の提案が公開の場でプレゼンテーションされた。提案の説明の後、協働が成り立つか否かなどについてグループ討議がなされた。公開プレゼンテーションは、市民相互の交流や相互学習の良い機会となった。

その後、1ヶ月かけて、各提案について、協働推進委員の介添えつきで提案者と担当課との協議が持たれ、その結果が公開された。実際には、市民提案に対して、担当課が「できない」と回答する件が多かった。これは、他の部署との関係上、通常より狭い範囲で判断しているためのものであるが、市民からは、行政側のやる気に対する疑問の声が上

がったようである。

続いて、7月に公開審査ワークショップを開催した。参加者90名の中には、基本協定に基づき職員の参加が要請され、18課から30名が参加した。まず、協議内容の報告と修正提案が行われ、提案者、協働推進委員、担当課職員により、参加者の前で三者評価を行い、最後に全体で討議した。

これらを踏まえ、8月に協働推進会議が10件を協働事業として進めるべきであると市長に提言した。そして、9月の協働推進会議の場で、提案者や市職員の参加も得て、市長が検討結果を説明した。結果は、協働事業として推進が8件、推進する考えがないものが5件、その他が4件であった。

第二段階では、事業化に向けて、提案者と担当課による具体的な協議がなされた。主な内容は、役割分担の明確化と必要な予算措置である。これらを経て、第三段階に進み、現在、9件の事業が実施中である。

2003年度の経験をもとに、協働推進会議では協働事業ガイドラインを作成した。また、事業の現場で、委員、提案者、担当課の間で意見交換を行い、進行状況を確認するとともに、協働事業の評価システム構築の参考とした。

2004年度は市民から10件、行政から2件の提案があった。行政提案は実験的なもので、いずれもパートナーがすでに決まっている市民活動課所管の事業である。公開プレゼンテーションには、職員40名を含む100名の参加があった。職員は、研修よりも公開の場への参加により協働に関する理解が深まったようである。

協働推進会議は、5件を協働事業として推進し、2件を仕組みづくりとして検討を進めるべきと市長に提言した。市長の検討結果は、協働事業として推進が5件、推進する考えがないものが1件、その他が5件であった。

協働事業の中には、行政の役割が機材や活動場所の提供及び広報で、実際の事業は市民団体のみが担当するものもあり、外見上は助成や委託に近いものも見られる。市民団体としては、協定を締結

することにより、委託とは異なり、対等の関係を確保できるメリットがある。提案の中には、事業型のほかに、仕組み型や政策提案型もあり、協働事業の具体的内容について、整理中の段階である。

一般的に、市民活動は、テーマ型と地縁型に分けられる。大和市では、テーマ型は協働事業の対象で、いつまでも協働関係が続く可能性がある。一方、地縁型は地域の底力事業の助成の対象となっており、将来的には市民の自立が求められている。テーマ型の活動は自己実現の発想でなされている。地縁型には古い公共の考え方が残っている。

4. 協働事業の課題

協働事業は、制度とシステムが整いつつある。しかし、いくつか解決すべき課題が残されている。まず、協働事業を進めるために、市民活動の自立が必要である。市民は、協働事業は行政に対する要望ではないことの認識を深める必要がある。

第二に、職員の側も協働に対する理解の深化が必要である。条例制定時において、協働を理解している職員は約2割であった。公開の場への参加により理解が広がっているが、依然として不十分である。

第三に、行政提案を増やすことが必要である。今後は、協働事業の提案、そして、推進の決定を経て、協働相手を選定することが望まれる。ただし、推進の決定が10月になり、執行が難しくなるという問題がある。

第四に、だれが公益性を認知するのか明確にする必要がある。現時点では、公開での徹底した議論によるしかないと考えられる。

第五に、市民と行政の間で、協働に関するイメージを共有する必要がある。地域限定の提案について、担当課は、協働事業として推進できないと回答しているが、協働推進会議では、将来的に全市対象になるはずであるとして推進すべきと考えている。

第六に、担当課のメリットを明らかにする必要

もある。現時点では、協働事業は時間がかかるという印象を持っている担当課が多い。

5. 今後の展開

協働の拠点が、20回以上にわたる事前の会合を経て、2004年10月に市民活動センターとしてオープンした。センターの運営は協働事業として市民団体が行っている。すなわち、公設民営である。センターの機能は、印刷や市民活動の閲覧、各種相談、ネットワーク、共有などである。市民団体は月1回の会合程度では互いの成長に限界があるが、事務所を共有することにより、毎日、情報交換したり、パソコン操作を教え合う中でお互いに育つことができる。

また、新しい公共を創造する市民活動推進基金が2004年4月に設置された。これは、市の予算と市民からの寄付からなる基金原資300万円をもとにしたマッチング・ギフト方式である。今年度は8件の応募があった。

現在の第7次総合計画策定作業において、市長選の公約の一つである市民自治区が検討されている。これは、大和市を10地区に分け、市民自治を進めるためのものである。この自治区単位に、行政が一部の事務・事業を実施してもらうことを検討しているが、市民からすると、手足の仕事で興味がわかないものが大半を占めている。また、行政がどこまで市民を信用して任せるかが重要といえる。この市民自治区と地域の底力事業は企画課が担当し、協働事業は市民活動課が担当している。二つの課の間での施策のすり合わせが必要となっている。

(文責：たいら・のぶひさ 聖学院大学政治経済学部コミュニティ政策学科教授)

(2004年11月18日、大宮ソニック会議室)